

◇番号：201908

◇研究機関名	兵庫県立大学	◇不正の種別	目的外使用
◇不正が行われた年度	平成30年度	◇最終報告書提出日	令和2年3月9日
◇不正に支出された研究費の額	330,261円	◇不正に関与した研究者数	1名

◇経緯・概要

**【発覚の時期及び契機】**

平成30年10月9日付けで、地域ケア開発研究所の教員（以下「当該教員」）が、公的研究費を不正使用している疑いがあるとの告発があった。

**【調査に至った経緯等】**

「公的研究費の不正使用に係る通報及び調査に関する取扱いについて」に基づき設置した予備調査委員会による調査の結果、公的研究費の不正使用の可能性について否定できないため、本調査の実施を決定した。

◇調査

**【調査体制】**

学内委員8人、学外委員1人（弁護士）による調査委員会を設置した。

**【調査内容】**

・調査期間

平成31年1月23日～令和2年3月6日

・調査対象

当該教員が、兵庫県立大学に採用（平成30年4月1日）されてから、平成30年10月31日までの間に、兵庫県立大学で執行した全ての公的研究費に関する支出（物品費、旅費）

・調査方法

研究関連経費に関する書面調査〔支出関係書類の点検、研究報告書、当該教員が出張した先の面談者への確認等〕、当該教員への聞き取り調査、事実確認のヒアリング

◇調査結果

**【不正の種別】**

目的外使用

**【不正の具体的な内容】**

・動機、背景

当該教員が研究協力者と説明する人物（以後「人物A」）に使用してもらうため、パソコンとスマートフォンを貸与したと説明しているが、調査委員会としては、あえて人物Aに、パソコンとスマートフォンを引き渡すほど、研究も差し迫った状態でなかったと判断した。

・手法

当該教員は、平成30年4月8日に東京で、自身の研究用に使用することを理由に、クレジットカードによる立替払いでパソコンを購入したが、事務担当者に説明した購入目的とは異なり、貸し出しに関する必要な手続きを取ることなく、人物Aに、購入間もないうちに引き渡した。（立替代金は大学から当該教員に精算している）

さらに、『データ収集は、救命措置が施される現場で、1台は蘇生時のリーダーの近くに配置し、も

う1台は患者の足元に配置、すべての医療看護行為とそのやり取りを把握可能なデータの収集のため、少なくとも2台は必要』との購入理由書を平成30年6月1日に提出のうえ、6月17日に東京で、クレジットカードによる立替払いでスマートフォン2台を購入した。2台のうち1台については、購入目的とは異なり、貸し出しに関する必要な手続きを取ることなく、人物Aに、購入後間もないうちに引き渡した。（残った1台は未使用のまま返品。立替代金（1台分）は大学から当該教員に精算している）

なお、平成30年6月11日に、研究フィールドとして検討していた機関に「研究の概要等について電話で相談したい」とメールで依頼している。内容も相談依頼にとどまっており、購入目的である研究フィールドでの使用のために、あえて人物Aに、パソコンとスマートフォンを引き渡すほど、研究も差し迫った状態になかった。

・不正に支出された研究費等の種類、額及びその使途（私的流用の有無）

資金の種別	不正使用額	不正が行われた年度	不正に関与した研究者数
科学研究費助成事業	330,261	平成30年度	1人
計	330,261		1人（実人数※）

※公的研究費に係る不正に関与した実人数

（私的流用の有無）

本事案は、当該教員が当初の購入目的とは異なる理由により人物Aにパソコンとスマートフォンを引き渡し、科研費の課題目的以外の研究活動等に使用していた「目的外使用」の状態にあったと認定する。

なお、自己の（経済的な）利益を得る目的で引き渡したという客観的な事実が確認できず、結果的に何らかの利益を得るに至ったという実績も確認できないため、私的流用と認定するまでには至らなかった。

しかし、当該教員がパソコンやスマートフォンを引き渡したことは事実であると確認できるので、この点に関し不正使用がなかったかどうかを判断することとし、科研費の交付条件等に違反する目的外使用の不正があったと認定した。

よって、当初から贈与を目的で研究資金を私的に流用したとまでは言えないが、少なくとも科研費の研究用に購入したパソコンやスマートフォンを目的外に不正に使用したものと判断した。

【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】

「救急領域における看護ケアの定量的指標の構築」するという研究目的を達成するにあたり、(i) 研究フィールドからデータ提供を受ける協力の了承を得る交渉も始めていない準備不十分な段階のまま、(ii) 学内の適正な手続きを経ることなく、(iii) 事務担当者に説明した購入目的とは異なる理由で引き渡した。

パソコン・スマートフォンともに、当初の購入目的とは異なる理由により引き渡しているうえに、使用目的が科研費の課題である研究内容とは異なることを確認した。

また、科研費の研究者使用ルール（交付条件）、研究倫理指針などの学内規定のほか、科研費の応募書類や、科研費申請の際のe-ラーニングの受講や新任教員研修の受講を通じて、不正使用に該当することは十分に理解できたはずであった。仮に貸与であったとしても、貸し付けのために必要な手続きを行わないなど、適切な事務処理を怠っており、研究代表者として備品を管理する責任を果たしていない。

以上の理由により、不正使用（目的外使用）に該当すると判断した。

## ◇不正の発生要因と再発防止策

### 【発生要因】

- ・ 交付決定前で財源がないことを理由にした立替払いを認めていた。
- ・ 立替払いに際して、事後的に確実に型番を確認できるチェックリストの手順がなかった。
- ・ 立替払いに際して、納品時の検収に加えて、請求時にあらためて物品を確認する手順がなかった。
- ・ 資産登録の時期（納品時）に関して十分に徹底できていなかった。
- ・ 当該教員の倫理意識・コンプライアンスが欠如していた。

### 【再発防止策】

#### (1) 立替払いに関する事務見直し

立替払いは、迅速な予算執行により、研究活動をしやすくする一面を持つものの、現場の判断による不適正な資金管理の誘因となり得ることから、立替払いに対する取扱いを厳格化する。

##### ① 科研費配分前の大学本部からの資金融通

科研費の配分前の予算執行については、各キャンパスの資金需要に応じて、真に必要とされる場合は、大学本部で立て替えることで財源を確保し立替払いを取りやめる。

##### ② 立替払い請求手続きの期限設定

現金、チャージ型電子マネーなど、立替払い時に金額が確定しているものについては、立替払い後2週間以内での請求を徹底する。

##### ③ 立替払い請求時の現物確認の徹底

クレジットカードでの支払いの場合、引き落とし額の確定後に請求を受け付けるものとする（従来どおり）が、その際には、検収済の納品書・請求書の確認だけにとどめず、品替え防止のため、再度の実物確認を行う。

##### ④ 立替払い請求様式の見直し

立替払い請求書の様式を見直し、購入理由を詳細に記載させ、記載不十分な場合は立替払いを認めないこととする。

#### (2) 物品発注に関する牽制力強化

経理担当者が発注するための購入依頼書については、購入理由を詳細に記載することを徹底し、記載不十分な場合は購入を認めない。定例のモニタリング調査の際に、書面審査での確認にとどめるだけでなく、抽出形式により教員に購入理由の説明を求めるなどにより不正防止の牽制力を強化する。

#### (3) 資産管理の強化

毎年1回、1カ月程度の集重点検期間を設定し、科研費の執行、備品・少額資産の登録状況について、教員によるセルフチェックを促す。あわせて、年1回定期的に、管理職員等による抽出調査、職場巡回などの確認を行う。

納品・検収後は、教員から速やかに寄附申込書の提出を求めるとともに、寄附受入後の大学における資産管理及び補助事業期間中の教員における使用者責任を徹底する。

#### (4) 研究倫理意識の向上

##### ① 新任教員への倫理教育の強化

現在も、全新任教員を対象とした研究倫理・コンプライアンスの研修を例年5月ごろに行っているが、今後は、採用直後の段階から実施する。

##### ② 教員のセルフチェックの強化

全教員に対して、従来から行ってきた研究倫理に関する職場研修、e-ラーニングに加え、定期的（年1回、10月に実施）に、研究倫理・コンプライアンスに関する点検票等のチェックリストを提出させる。提出しない職員には、公的研究費を使用させないなどの徹底化を図る。

**③ 事務職員への研修の強化**

新任の事務職員への研修に関しても、不正防止にかかるチェック強化を重視した研修内容の工夫を行う。年に1度、事務職員に対し自己点検票等のチェックリストを提出させることにより、研究倫理・コンプライアンス意識のさらなる向上をはかる。

**④ 研究倫理委員会による意識啓発**

全部局長が集まる教育研究審議会・学部長等連絡会議（毎月末開催）等において、研究倫理・コンプライアンスに関する議題・報告を積極的に取り入れることで、研究倫理・コンプライアンス意識を徹底させていく。

**⑤ 学長・副学長によるガバナンス強化**

公的研究費の公募にあわせて、学長名により研究倫理意識に関する文書を全教員に配布するほか、学長、副学長によるキャンパス訪問などの機会を活用し、研究倫理・コンプライアンスに関する話題をとりあげていく。

◇その他（研究機関が行った措置）

・関係者の処分

当該教員の処分については、「兵庫県立大学学則」、「コンプライアンスの推進に関する規程」に基づき行う予定であり、処分決定後にあらためて公表する予定である。また、公的研究費以外の支出で、「コンプライアンスの推進に関する規程」に基づく調査を行っている案件（旅費1件）があり、不正があった場合はあらためて公表する予定である。

・交付中又は委託契約中の公的研究費の取扱い

調査対象科研費は、本調査実施決定時（平成30年11月9日）に一時的執行停止措置を行った。

・本件の公表状況

令和2年3月31日、兵庫県立大学ホームページに公表（氏名公表あり）